

議案第82号

南風原町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例

南風原町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例を別紙のとおり提出する。

令和2年12月8日提出

南風原町長 赤 嶺 正 之

(提案理由)

地方税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第5号）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）の改正に伴い、南風原町水洗便所改造等資金貸付条例（昭和60年南風原町条例第12号）の一部を改正する必要があるため提案する。

南風原町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例

南風原町水洗便所改造等資金貸付条例（昭和60年南風原町条例第12号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「特例基準割合（当該年の前年に）」を「延滞金特例基準割合（平均貸付割合（）」に、「の規定により告示された割合」を「に規定する平均貸付割合をいう。））」に、「。以下この項において」を「。以下」に改め、「（以下この項において「特例基準割合適用年」という。））」を削り、「当該特例基準割合適用年における特例基準割合」を「その年における延滞金特例基準割合」に改め、附則に次の1項を加える。

- 3 前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の南風原町水洗便所改造等資金貸付条例附則第2項及び第3項の規定は、延滞金のうちこの条例の施行の日以後の期間に対応するものについて適用し、同日前の期間に対応するものについては、なお従前の例による。

南風原町水洗便所改造等資金貸付条例の一部を改正する条例（新旧対照表）

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>1 (略) (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第4条第3号に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同号の規定にかかわらず、各年の延滞金特例基準割合（平均貸付割合（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項に規定する平均貸付割合をいう。）に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下同じ。）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年中においては、<u>その年における延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。</u></p> <p>3 <u>前項の規定の適用がある場合における延滞金の額の計算において、同項に規定する加算した割合（延滞金特例基準割合を除く。）が年0.1パーセント未満の割合であるときは、年0.1パーセントの割合とする。</u></p>	<p>附 則</p> <p>1 (略) (延滞金の割合の特例)</p> <p>2 当分の間、第4条第3号に規定する延滞金の年14.6パーセントの割合は、同号の規定にかかわらず、各年の特例基準割合（<u>当該年の前年に租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合をいう。以下この項において同じ。</u>）が年7.3パーセントの割合に満たない場合には、その年（<u>以下この項において「特例基準割合適用年」という。</u>）中においては、<u>当該特例基準割合適用年における特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合とする。</u></p>